

# 事業承継がしやすくなりました！

(平成27年1月より適用)

－立場の要件－

## 【質問】

父A氏（代表取締役社長）から、息子B氏に自社の株式を贈与したいと考えています。

通常であれば、贈与税がかかると思われますが、税金がかからない方法はないのでしょうか。

また、その場合、どのようなことに気をつければ良いのでしょうか。

なお、当社は中小企業です。

## 【回答】

「**贈与税の納税猶予・免除制度**」という制度があります。

ただし、贈与税が、最初から免除される方法ではありません。まずは、贈与税を猶予（先延ばし）する制度の適用がされ、その後、要件がそろると免除されます。

その制度の適用を受けるためには、**A氏が代表者を退任**する必要があります。取締役として、残留しても構いません。

そして、**B氏が代表取締役に就任**している必要があります。さらに、**20歳以上**で、**役員就任から3年以上経過**していることが要件となります。

B氏がご子息でなく、さらに親族でなくても、対象となります。



－株式の持分の要件－

## 【質問】

株式を父A氏（取締役）から、息子B氏（代表取締役）に自社の株式を贈与したいと考えています。

贈与税の納税猶予・免除制度を利用したいのですが、株式の持分について、気をつけなければならないことはどのようなことでしょうか

## 【回答】

A氏は、A氏と親族等で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ筆頭株主であった場合が要件となります。

B氏は、B氏と親族等で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ筆頭株主となる場合が要件となります。



—制度の対象となる株数の要件—

## 【質問】

贈与税の納税猶予・免除制度を利用し、父A氏（取締役）から、息子B氏（代表取締役）に自社の株式を贈与しましたが、贈与したすべての株式について、贈与税の納税猶予の対象となりますでしょうか。

## 【回答】

贈与後で発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの株数が贈与税の納税猶予の対象となります。

たとえば、A氏が贈与前に100%所有していた全株式をB氏に贈与した場合においては、贈与した株式のうち、3分の2に相当する株式に対する贈与税が納税猶予となります。

—贈与後の手続き—

## 【質問】

贈与税の納税猶予・免除制度を利用しようとして、父A氏（取締役）から、息子B氏（代表取締役）に自社の株式を贈与しましたが、贈与したあと、何かするべきことがありますでしょうか。

## 【回答】

贈与後においては、

- ① 経済産業大臣に申請書を提出し、認定を受けること
  - ② B氏の住所地の税務署に贈与税の申告書を提出すること
- が必要となります。

期日は、①については、贈与した年の翌年の1月15日、②については、贈与した年の翌年の3月15日となっています。

—その後の要件—

【質問】

贈与税の納税猶予・免除制度を利用するため、経済産業大臣に認定を受けたあと、税務署へ贈与税の申告書を提出しました。あとは、気にしなくてよいでしょうか。

【回答】

贈与税の申告のあと、守らなければならないことがあります。贈与税の申告のあと、5年間は、下記の3点が厳守となります。

- ① B氏が**代表者**である
- ② 制度の対象となった**株式を保有**し続ける
- ③ 雇用者（社会保険加入者）の**8割以上（5年間平均）の雇用**を維持

これを守れなくなった場合に、贈与税の納付が必要となります。（一定の事情がある場合は、免除されます）



A氏が死亡した場合は、納税猶予されていた贈与税が免除されます。

ただし、納税猶予・免除制度の対象となった株式は、A氏の相続財産に加えられ、相続税の対象となります。（贈与時点の価値で加算）

そのため、事業承継（株式相続）における相続税の納税猶予・免除制度を受ける必要があります。そのことにより、その株式に対する相続税が納税猶予されます。

